

## 会 議 録

会議の名称	第 23 回 飯塚市都市計画審議会
開催日時	平成 29 年 2 月 15 日（水）14:00～14:30
開催場所	立岩公民館 4 階 大研修室
出席委員	依田委員、岡松委員、高倉委員、深町委員、瀬戸委員、川上委員、守光委員、道祖委員、鶴委員、村田委員（代理：副所長 入船 様）、石田委員、多田委員、中村委員
欠席委員	石原委員、宮崎委員、小村委員
事務局職員	菅都市建設部長、堀江都市計画課長、田中都市計画課長補佐、大井公園街路係長、榊計画指導係長、久原地域連携都市政策室長、都市計画課職員 垣内、樫、木原
	<p><b>事務局</b></p> <p>定刻となりましたので、只今より第 23 回飯塚市都市計画審議会を開催いたします。私は本日の進行役を務めさせていただきます 都市計画課 課長補佐の田中 でございます。どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、開会に先立ちまして、都市建設部部長の 菅より 一言ご挨拶申し上げます。</p> <p><b>菅都市建設部長</b></p> <p>皆様こんにちは。都市建設部長の菅でございます。</p> <p>本日、委員の皆様におかれましては、公私ともにご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日は次第書にもありますように、付議事項が 1 件でございます。この案件につきましては、以前よりご説明いたしておりました案件になります。ご審議の程、よろしくお願い致します。</p> <p>本日も皆様の忌憚のないご意見を賜りながら、都市計画を進めて参りたいと思っておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p>また、5 月末をもって委員の皆様におかれましては任期満了という形になりますので、これまで都市計画審議会におきまして、色々な案件について審議をしていただいたことにつきまして、心よりお礼を申し上げる次第でございます。最後になりますが、今回が都市計画課の案件ということで最後の案件になりますが、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からのあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。</p>

## 事務局

ありがとうございました。

続きまして、本審議会の成立について、ご報告いたします。

本日の審議会は、委員 16 名中、過半数以上の 13 名に出席頂いております。飯塚市都市計画審議会条例第 7 条第 3 項の規定により、会議が成立しております事をご報告いたします。

なお、本日、飯塚市自治会連合会 副会長の こむら 小村 よしたか 義高 委員、

飯塚警察署 交通課長の みやざき 宮崎 きよみ 清己 委員、飯塚市商工会 会長の

いしはら 石原 けい 敬 委員につきましてはご都合のため欠席されております。

そして、福岡県飯塚県土整備事務所 所長の むらた 村田 やすひで 泰英 委員につ

きましては、委任状を提出していただいております、代理で副所長の いりふね 入船

ときひろ 時弘 様に出席いただいております。

本日の審議会に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

事前にお配りしておりました資料として次第書と委員名簿が 1 枚ずつ、資料 1 「筑豊広域都市計画道路の変更（飯塚市決定）について」が 1 綴りをお配りしておりますので、合計 3 種類の資料となっております。ご確認の程よろしくお願い致します。

それでは、本日の議事に入ります。

なお、議事録作成の関係上、ご発言される時は挙手をしていただき、事務局がマイクをお持ち致しますので、お名前を述べられてからご発言をしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、依田会長に議事の進行を移したいと思います。

依田会長、よろしくをお願いいたします。

## 議長（会長）

皆さんこんにちは。次第に沿って議事を進行してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。座ったままで進めて参ります。本日は付議事項が 1 件となっております。

それでは、議案第 1 号「筑豊広域都市計画道路の変更（飯塚市決定）について」の説明を事務局よりお願いいたします。

議案第 1 号 (都市計画課：堀江課長)

都市計画課 課長の堀江でございます。どうぞよろしくお願い致します。それでは、座って説明させていただきます。

議案第 1 号「筑豊広域都市計画道路の変更について」ご説明いたします。

本議案につきましては、平成 28 年 7 月と 12 月に開催しました第 21 回と第 22 回の審議会でのご報告内容と同様の説明になります。

なお、資料につきましては、2 月下旬に予定をしております県との法定協議を行う際の関係図書と同様のものがございます。

それでは、資料 1 を一枚めくっていただいて 1 ページをお願いいたします。

こちらは、計画書、理由書及び都市計画変更の経緯の概要を記載しております。

都市計画道路「新飯塚潤野線」は、昭和 44 年 5 月 20 日に都市計画道路として計画決定され、飯塚市新飯塚を起点とし、飯塚市潤野を終点とする延長約 2,860m、代表幅員 16m の幹線街路です。現在は約 2,667m が整備済みとなっており、東町橋から昭和通りの間約 193m が未着手となっております。

今回、本路線の事業実施に向け、主要道路との交差点部の見直しを行った結果、安全で円滑な交通を確保するため、未着手区間の線形及び幅員を変更するものがございます。

また、平成 28 年 7 月と 12 月に開催の審議会で、ご報告をしております新飯塚潤野線本線の計画に伴って既存の道路の機能の回復をするため、新規に側道 2 路線を追加するものです。

資料左側の 1. が新飯塚潤野線の変更内容、2. が新飯塚潤野線側道 1 号線及び 2 号線の追加内容、3. が以上の変更理由になります。

資料右側の都市計画変更の経緯の概要についてご説明いたします。

平成 28 年 12 月開催の第 22 回都市計画審議会での報告後、都市計画案を県へ提出し、平成 28 年 12 月 22 日に事前協議を行い、平成 29 年 1 月 17 日に手続きや内容について異存なしとの回答をいただいております。

その後、都市計画案の縦覧を平成 29 年 1 月 20 日から 2 月 3 日までの 2 週間行いましたが、ご意見等はございませんでしたので、本日の審議会にて、ご了承いただきましたら、県との法定協議を平成 29 年 2 月下旬に行いまして、県からの回答を受けた後、都市計画決定告示を 3 月中旬に予定しております。

次に2ページをお願い致します。

こちらは、筑豊広域都市計画道路の変更の総括図になります。

図面中心部の朱色で着色しております線が新飯塚潤野線の全体でございます。拡大図をつけておりますので、3ページをお願い致します。

変更区間は一部区間のため、旗揚げで表示しております。延長が約193m、幅員が17mの変更内容となります。

次に4ページをお願い致します。

こちらは、筑豊広域都市計画道路の変更の計画図になります。こちらにつきましても拡大図をつけておりますので、お手数ですが5ページをお願い致します。

変更（追加）路線名、延長、車線数、代表幅員、起終点の位置を朱色表示し、変更区間を朱色着色で示しております。中央に新飯塚潤野線、北側に飯塚市飯塚を起点、終点とする延長約120m、幅員5mの区画街路として、新飯塚潤野線側道1号線。南側に、飯塚市飯塚を起点、終点とする延長約170m、幅員5mの区画街路として、新飯塚潤野線側道2号線となります。過去2回の審議会で内容についてはですね、変わっておりませんが、ここで前回と同様に、前方のスクリーンの方で説明をさせて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

#### 大井公園街路係長

前回と同様の説明になるんですけども、前のスクリーンを使いながらですね、説明していきたいと思っております。これが上空から見た写真でございます。これが東町橋、遠賀川の左岸側になります。御幸町通り、昭和通り、この間193mの都市計画道路の変更という風な形になります。

昭和44年当時に計画決定された線がこの黄色く塗っている部分でございます。今回この部分の線形であったり、道路の幅員、道路の幅ですね、それと高さ等を見直しながらですね、前回説明した計画っていうのが、この赤く塗っている部分でございます。長さは変わりませんが、大きな特徴としましては、この御幸町通りを橋梁タイプにして上を通りながら、それと、線形を変更しながら、道路の幅員を16mから17m、それに合わせて側道を北と南に5mの幅員を2本作っております。今回、この部分を輪切りにした横断図っていうのを作っております。これが横断図というもので横から見た図面になります。この青く塗っている部分が旧都市計画道路の絵になります。旧都市計画道路の昭和44年当時に計画決定された幅が先ほど申し上げました16m、それに対して、今回新しく都市計画決定した幅が、この赤く塗っている部分ですね、橋梁タイプになるんですけども、17m、細かく言ったら、車道が10m、

歩道が両サイドに3.5mずつ、トータルで17mという風な形になります。その左右には側道1号線、側道2号線ということで機能回復道路として幅員5mというような形の横断面になっております。これを視覚的に捉えた図面を表の方に出したいと思っております。

前回ご説明した内容と同じになるんですけども、これが東町橋から昭和通りに抜けるような計画を入れてみたところ、このような形になるかと、このような形で今回、計画決定を行います。先ほどお見せしました図面がここを輪切りにした横断面になります。幅員17mっていうのが、歩道が3.5m、車道が10m、また片側歩道が3.5m、全体幅員が17m。その横には側道が5mずつとなります。これが昭和通りの方から向かって東町橋の方に向かって表した立体図というかですね、計画になるかと考えております。前回と同様の形になるんですけども、このように道路計画をしていると風な形です。旧都市計画道路との大きな違いというのは、ここの部分が立体の形、橋梁タイプになるかという風なことです。

#### 堀江都市計画課長

以上で簡単ではございますが、スクリーンの方でも説明させていただきましたけれども、議案第1号「筑豊広域都市計画道路の変更について」の説明を終わります。

#### 議長（会長）

はい、どうもありがとうございました。  
議案事項について事務局の方から説明がありましたけれども、質問、ご意見がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。ございませんか。委員どうぞ。

#### 委員

今、イメージ図を見せていただいたんですけども、起点となる交差点のですね、昭和通り側から接近した場合の信号、赤で停止する場合、車両は何台ぐらい、フラットで停車できるかお尋ねします。

#### 大井公園街路係長

前のスクリーンでご説明したいと思います。  
今、おっしゃられたのは昭和通りの方からですかね。東町橋の方からですね。やはり、ここの堤防の高さっていうのは基本的に変えられませんので、今、委員がおっしゃられてるのはここの部分の話だと思うんです。ここの東町橋の高さと昭和通りの高さを結びながら、若干ここの部分は勾配があります。ただ、当然、道路の基準っていうのがありますので、その基準に合致した勾配の高さという風な形になります。

この部分がですね、台数っていうのは標記してないんですけども、滞留長と言って、車の止まる滞留長の基準として今、設けているのが40mという風な形になっております。

**委員**

手前の左側です。

**大井公園街路係長**

この部分ですか。この部分は直線部分になりますので、これが右折車線になります。右折車線としての滞留長が50mという風な形になります。

**委員**

その間はフラットなんですか。それとも、傾斜が下がっているわけですか。

**大井公園街路係長**

完全なフラットではございません。先ほど私が申し上げた東町橋の高さとこの部分を結んだ高さがございますので、若干勾配がございます。

**委員**

その勾配というのは、ギアをニュートラルにしている場合は、下がるという感じですか。

**大井公園街路係長**

フラットを勾配で言ったら、0%となってるんですけど、専門的な内容になれば、2%という風な形になりますので、ほぼフラット。ニュートラルにしても、ちょっとそこら辺はあれなんですけれども。

**議長（会長）**

安全性は十分確保できるということですね。  
よろしいでしょうか。

**委員**

失礼ですけど、今は意見を述べる機会ですけれども、議決にあたって、討論というか、まとめの発言ができますかね。意見を今出しているんですけども、採決にあたり討論ということはできますか。

**議長（会長）**

今回の計画に異議があるのであれば採決になると思います。

委員

賛成討論をしようかと思ってるんですけども。  
賛成だけでも、こういった点に注意してもらいたいという要望がありますので。

議長（会長）

それは、議事録にきちっと載せていますので、よろしいでしょうか。

委員

それは意見を終結したら、その後に発言ができますか。  
でなければ、意見の中で述べるということですか。

議長（会長）

できれば意見の中で述べていただければと思います。

堀江都市計画課長

今、そういう風な意見として述べて頂ければと思います。

委員

討論はしないということですね。

議長（会長）

はい、委員どうぞ。

委員

追加質問です。2%というお話がありましたので、道路規格上2%というのがありましたけど、何%ぐらいまでが良いんでしょうかね、ちょっと参考までに聞かせていただくことはできますか。

大井公園街路係長

道路の縦断勾配っていうのが一般的に8%、2%といたらイメージ的に道路の横断勾配、横の水をはけさせるための勾配が大体1.5から2%、道路の横断的についている勾配がですね、その程度だと思います。

委員

2%でもニュートラルにすると下がりますもんね。委員が質問したことは気になることではありますよね。8%の中の2%だったら、安全な勾配という理解でよろしいですかね。

議長（会長）

はい。他に意見も含めて。委員。

委員

私が今回の案件については、住民の利便性について、その必要を認めるものですが、特に、目的が安全で円滑な通行の確保ということですのでそれは了承しますが、そうであればですね、特に細かな質問をして参りましたけれども、交差点の安全確保の付帯的など言いますか、夜間照明とかですね、それからバリアフリー、特に視覚障害者にとって、例えば、「とおりゃんせ」とか鳴りますよね。そうしたものについて万全を尽くしてもらいたいという風に思います。ちょっと脱線するかもしれませんが、実は今日も本町の商店街の出口、本町入口という交差点に居ったんですが、赤なのに「とおりゃんせ」が聞こえる訳ですよね。それで、私が視覚障害者であれば歩き出したくなる場所なんです。ところが自分は目で確認ができるので、よく見ると、側方のどうぞという「とおりゃんせ」がこちらに聞こえているために、ちょっと危険かなと思う状況が生まれておるんですね。そこは道幅が狭いのでそういうことになったのかもしれませんが、万全を尽くしていただきたいと。

それから、もう一つは大型車両の通行制限については、2%のところでもありましたけれども、道路幅が広いということとそれから夜間の通行車が多いと思われまますので、夜間、大型車両が通るのかということもありますけれども、昼間も含めてですね、引き続き昭和通りと同じようにですね、この新設道路についても大型車両の通行については厳しく制限をしてもらいたいという風に思います。それから、最後ですが、必要性は認めるものの、費用対効果ということもあろうかと思えます。それで、費用負担について、国、県、市とあろうかと思うんですが、いずれにしても住民の税金が全てなわけですから、これが無駄遣いという指摘を受けることが無いようにですね、きちんとやってもらいたいと思います。ここで言うことかどうかわかりませんが、飯塚市発注の公共工事の場合、1社入札で100%落札だとかが横行しているんですね。それについては、そうした事態が競争力をはたらかせないで、そういうことが起こらないようにしてもらいたいという希望を述べておきたいと思えます。以上です。

議長（会長）

はい、どうもありがとうございました。  
事務局の方から。



**堀江都市計画課長**

貴重なご意見ありがとうございました。

この意見についてはですね、前回、前々回の審議会の中でも、委員の方からですね、意見をいただいておりますので、その後、警察とも協議をしておりますし、実施設計をしていく中でですね、そこら辺を十分協議して、交差点等についてはですね、盛り込みたいと思います。また、地元の方にも、地権者等にも説明会を今後、開催していく予定にしております。その中でそういう色々なご意見等あった場合にはですね、そこら辺も盛り込みながら進めていきたいと風に考えております。

**議長（会長）**

はい、どうもありがとうございました。他にありませんでしょうか。

それでは議案第1号について、原案どおり承認としてよろしいでしょうか。

はい、それではご異議がないようなので、原案どおり承認といたします。どうもありがとうございました。

次第ではこの件のみになっておりますが、そうしましたら、以上を持ちまして議事を終了したいと思います。事務局より続いてお願いしたいと思います。

**事務局**

依田会長、ありがとうございました。

また、本日は委員の皆様方におかれましても、貴重なご意見を頂き、誠にありがとうございました。

今後とも、本審議会の運営に関しまして、ご支援・ご協力のほど何卒よろしくお願い致します。

昨年度から策定しておりました立地適正化計画につきましては、委員の皆様よりご意見を賜りまして、ありがとうございました。おかげさまで計画の取りまとめを終え、4月1日に公表することとしております。計画の冊子は地域連携都市政策室から3月に皆様に送付することとしております。よろしくお願い致します。

なお、本日の報酬につきましては、3月3日（金）に指定の口座へ振り込みをさせて頂く様に考えております。

それでは、これをもちまして、第23回飯塚市都市計画審議会を閉会

	<p>いたします。</p> <p>本日はおつかれ様でした。</p>
会議資料	第 23 回 飯塚市都市計画審議会 「資料 1」
公開・非公開 の別	① 公開      2 一部公開      3 非公開 (傍聴者 0 人)
その他	